

第2節 指定に至る経緯

第1項 史跡指定の状況

1 史跡指定の経緯

大正13年(1924)には、石川県の『石川縣史蹟名勝調査報告』第二輯(加賀能登社寺舊跡・古城跡・殖産遺跡)が端緒となり、七尾城跡の歴史性、遺構や文献史料に係わる報告が行われたことにより、学術的にも広く知られるようになった。

その後も、昭和3年(1928)の『石川県鹿嶋郡誌』前編や昭和8年(1933)の『石川縣史』などで七尾城跡の報告が行われたことによって遺跡の重要性が周知されていったことで、史跡指定に向けた機運と環境が整っていった。

昭和9年(1934)5月1日には、石川県社寺兵事課で矢田郷村が史跡指定に向けた県との最終調整を行い、同月26日に石川県知事から文部大臣に指定申請書、宗教局長には技術官の派遣申請が提出されている。

発社兵第三九三号

昭和九年五月二十六日 石川縣知事(印)

文部大臣 殿

古城址指定ノ件申請

左記城址ハ史蹟トシテ保存ノ要アリト認候条速ニ御指定相成度關係書類別紙

一括添付此段及申請候也

記

七尾城址

(添付調書 省略)

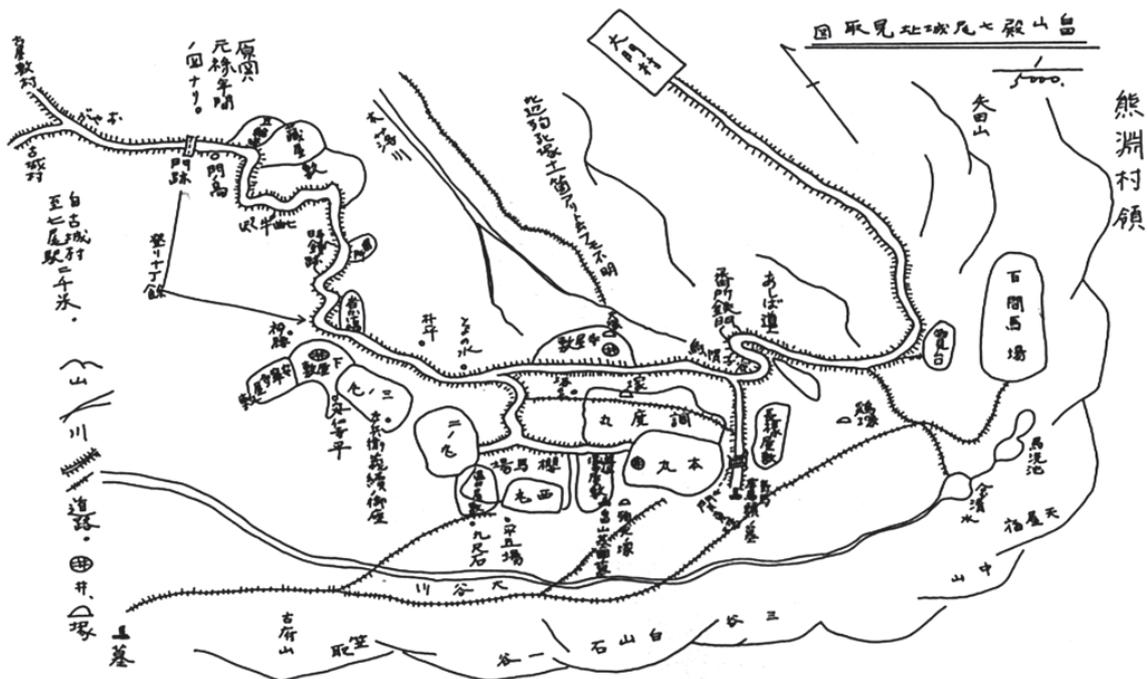


図19 史跡指定申請添付絵図

同年9月には、宗教局長への依頼に応え、文部省技官のこいしはじん己巳巳巴人氏が七尾城跡に派遣され、指定申請地の調査と実測を行い、史跡指定に向けた現地確認している（図20）。

こうした経緯を踏まえて同年12月28日には、官報第2398号文部省告示第312号により中心部の4筆、六町四段二畝二歩が、県内3番目の史跡に告示され、翌年の昭和10年2月14日に矢田郷村（昭和14年の町村合併により七尾市となり現在に至る）が管理団体の指定を受けている。

七尾城跡実測平面図

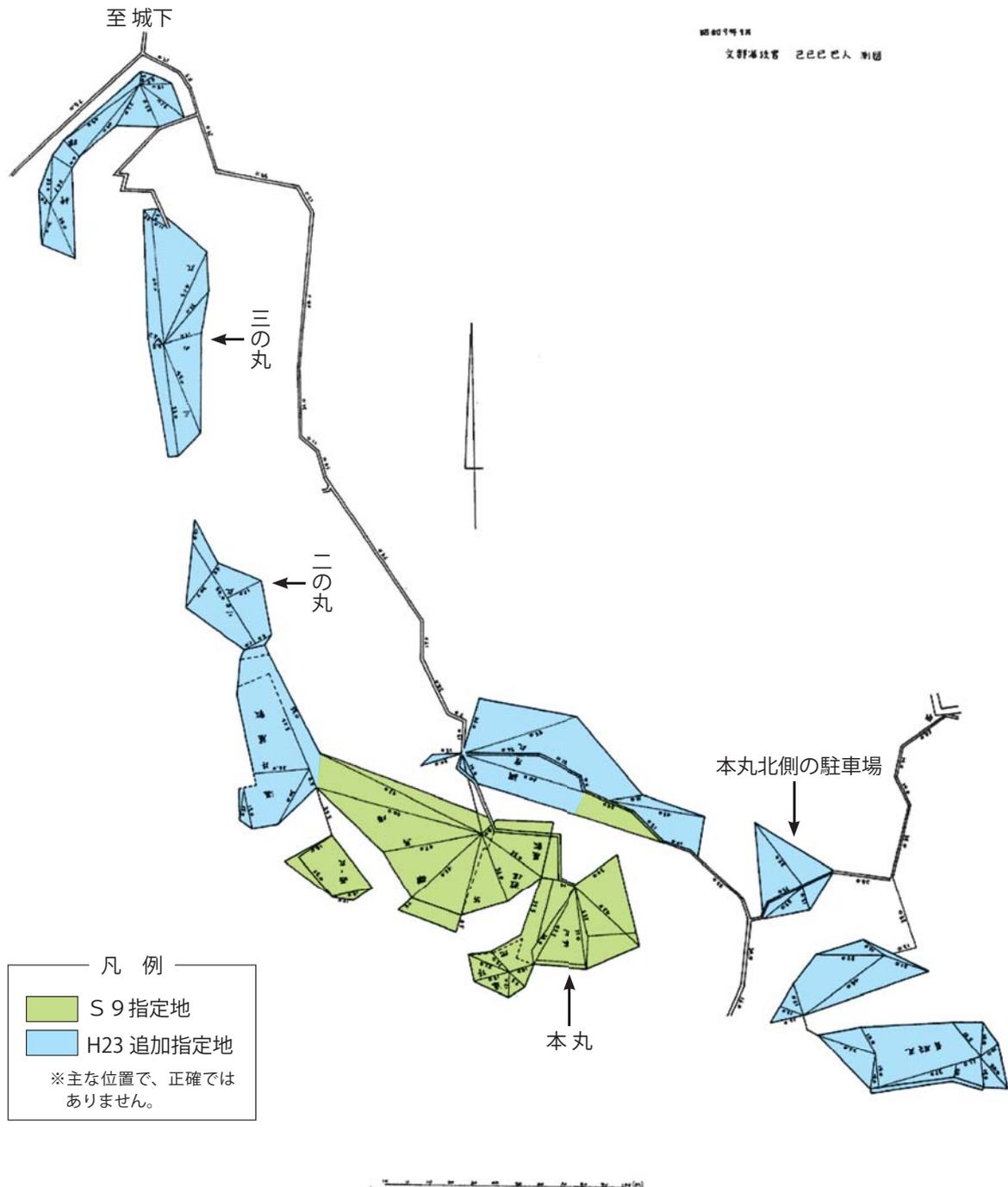


図20 七尾城跡平面実測図（昭和9年9月文部省技官 己巳巳巴人氏 測量図）
（『七尾城跡保存管理計画書』1979より転載・加筆）

2 指定の告示

七尾城跡の史跡指定に関する告示は、次に掲げるとおりである。

名 称	官報告示	所 在 地	地 域	面積（台帳）
七尾城址	昭和9年12月28 日付け 文部省告示 第312号	石川県鹿島郡矢田郷村字 古 府古屋敷竹町入會地大塚	14番1、14番2、 14番4、15番2	六町四段二畝 二歩 (64,207㎡)

※14番1は、H23の公有地事業に伴い14番1・5・6・7の4筆に分筆する。

3 指定の解説

石動山脈ノ北端ニ近ク七尾港ノ東南ニアリ
能登ノ守護畠山氏ノ在城セシ處ナリシカ天正五年上杉謙信此城ヲ攻落セシ時月明ニ一詩
ヲ賦セシヲ以テ有名ナリ海拔約千尺ノ地點ニ本丸ヲ構ヘニノ丸三ノ丸西丸等ノ城臺アリ
遊佐屋敷櫻馬場附近ニハ石垣ノ存スルアリ 寺屋敷時鐘趾水戸（とよノ水）等何レモ舊
形ヲ存セリ

文化庁「国指定文化財等データベース」より

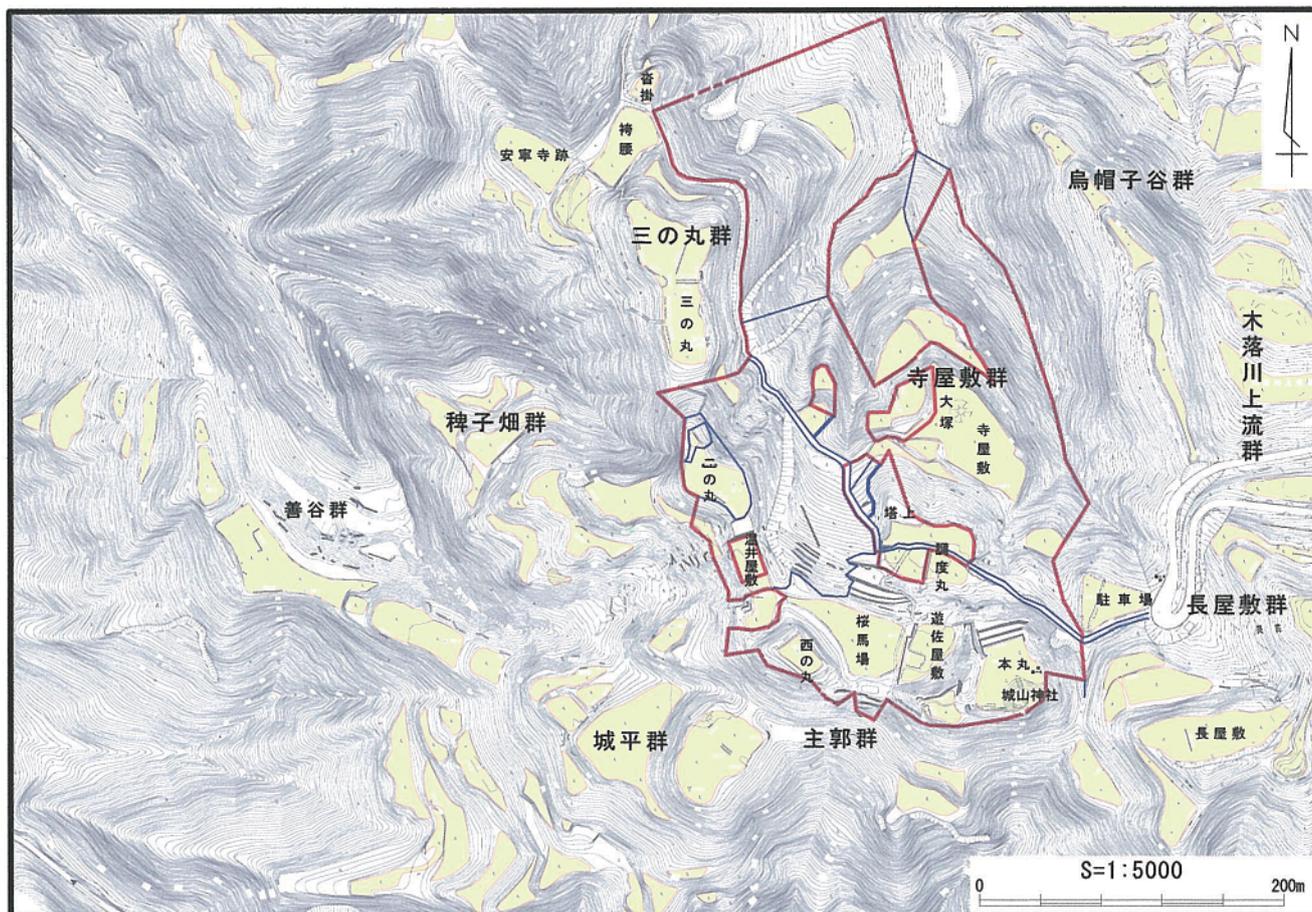


図 21 昭和9年指定範囲図（赤線の範囲）

第2項 追加指定の状況

1 追加指定の経緯

七尾城跡が所在する石動山系の地質は、その名のとおりに地すべりが起きやすいことが特徴で、七尾城跡を形成する各曲輪（城郭）にも崩落箇所が多く確認され、露出している石垣の大部分においても改修の痕跡がみられる。

七尾城跡の保存修理事業については、昭和30年代から本格的に始まっていることが記録から確認できるが、昭和30年代以前においても随時、石垣の修復が行われてきているとみられる。

七尾市では、昭和30年代から文化庁の補助を得て、本丸跡など計5回にわたり崩落した石垣の保存修理を実施してきている（表1参照）が、昭和53年（1978）には、文化庁の補助事業として保存管理計画をはじめて策定し、七尾城跡の追加指定を含めた今後の方針を示している。

平成3年（1991）には、市教委によって行われたシッケ地区の緊急調査で、整然とした屋敷が連なる城下の遺構群と生活色の豊かさが窺われる多種多量の遺物群をはじめて発見された。このシッケ地区での文献資料の記述を垣間見る成果を得た市教委では、七尾城跡と城下の一体的な保存が必要と判断し、平成7年（1995）から10年（1998）まで、城下の概要の解明を目指した確認調査を実施し、概要が想定されるまでの成果を得た。

こうした調査、保存管理に向けた取り組みが緒につきつつあった最中の平成12年には、城下を横断する能越自動車道が都市計画決定され、城下が大規模に開発されることとなった。こうした七尾城跡を取り巻く環境が大きく変化することを危惧した市教委では、文化庁や県文化財課と協議しながら能越道を前提とした新たな保存管理計画を平成14年に策定し、七尾城と城下域とみられる約200haを対象にした保存と管理の方針を示している。

なお、七尾市では、昭和41年（1966）に七尾城跡中心部の史跡指定地を所有者から無償貸与いただき、今日まで日常管理を含めて適切に保存・管理してきている。その間には、遺構に配慮しながら遊歩道や説明板などを設置するなどして来訪者の利便性を図り、平成14年に策定した史跡七尾城跡保存管理計画で示した調査や追加指定に向けた取り組みに努めてきている。

こうした経過のもと、昭和9年に指定されていたと考えていた七尾城跡の中心部13筆が未指定であることが判明したことや、一連の遺構群の適切な保存管理・活用を推進する目的から、平成21年度から中心部の追加指定に向けた現地調査や、地権者との交渉などの本格作業に取り組み、平成22年度には地権者の同意を得て、平成22年7月14日付けで追加指定に係る意見具申書を文部科学大臣に提出した。

平成23年2月7日には、官報（号外24号）文部科学省告示第17号の告示によって中心部の34筆、202,495㎡が史跡に追加指定され、本丸から三の丸、長屋敷までの七尾城跡の中心部の保護措置が講じられた。

2 追加指定の告示

七尾城跡の追加指定に関する告示は、次に掲げるとおりである。

名 称	官報告示	所 在 地	地 域	面積（台帳）
七尾城跡	平成 23 年 2 月 7 日付け 文部省告示 第 17 号	石川県七尾市古屋敷町 壺 同 古屋敷町参 同 古屋敷町四 同 古府町七 同 古府町竹町古屋敷 町入会大塚 同 古府町竹町古屋敷 町入会大塚甲 同 古府町竹町古屋敷 町入会稗子畑 同 古府町竹町古屋敷 町入会長坂 同 古府町竹町古屋敷 町入会落ヶ谷 同 古府町竹町古屋敷 町入会エボシカ谷甲 同 古府町竹町古屋敷 町入会エボシカ谷乙 同 古府町竹町古屋敷 町入会舟久保	8 番、12 番 1 番、3 番、6 番、7 番、8 番、9 番、 11 番、12 番 1、12 番 2、14 番 3 番、11 番 8 番、10 番 1、10 番 2 14 番 3 15 番 1 6 番甲、7 番甲、8 番 2 番 19、5 番 4 番 10、5 番 8、5 番 9、5 番 10、5 番 11 17 番 5 番、7 番 18 番 11、18 番 12 右の地域に介在する道路敷、石川県七 尾市古府町竹町古屋敷町入会長坂 5 番 に西接し同入会エボシカ谷甲 17 番に東 接するまでの道路敷、七尾市古府町竹 町古屋敷町入会大塚 14 番 1 に東接する 道路敷に東接し同古屋敷町参 14 番に南 接するまでの道路敷、七尾市古屋敷町 参 1 番に南接し同参 7 番に南接するま での道路敷、七尾市古屋敷町参 12 番 1 に西接する道路敷、七尾市古府町竹町 古屋敷町入会稗子畑 7 番甲に西接し同 古屋敷町	202, 495 m ²

			<p>参 11 番に東接するまでの道路敷、七尾市古府町竹町古屋敷町入会大塚甲 15 番 1 に東接し同 15 番 2 に東接するまでの道路敷、七尾市古府町竹町古屋敷町入会落ヶ谷 4 番 10 に南接し同稗子畑 6 番甲に東接するまでの道路敷、七尾市古城町袴要壺之 1 番に東接し同古府町竹町古屋敷町入会城平 10 番甲に北接するまでの水路敷を含む。</p>
--	--	--	--

※古府町竹町古屋敷町入会稗子畑 7 番甲は、H24公有地事業に伴い7番1～4の 4 筆に分筆する。

3 追加指定の解説

七尾城跡

七尾城跡は、能登半島の七尾湾に面する七尾市街地から南東に約五キロメートルの石動山系の標高およそ三〇〇メートルの尾根上に、室町期の能登守護畠山氏の居城として築かれた中世山城で、昭和九年に史跡指定された。

築城時期は、通説では能登畠山氏としての初代満慶から数えて三代義統か四代義元のころとされるが、文献史料上では城館としての七尾の初見は、永正十一年(一五一四)十二月であること(『加能越古文叢』)から、畠山氏が現在のJR七尾駅南側に推定される守護所から七尾城に拠点に移したのは十六世紀初期と考えられる。その当時、当城で落命した冷泉為広らをはじめとする京都からの多くの公家や僧侶の滞在が相次いだことが記録に見えている。天正五年(一五七七)越後から能登に攻め込んだ上杉謙信に城は包囲され、翌年落城したとされる。その後、織田信長に属した前田利家が能登を与えられ、天正九年に入城したが、利家はその翌年に現在の七尾市街地に位置する小丸山に居を移したため、七尾城は廃城となったとされる。

城郭全体の規模としては、山麓に広がる城下遺構を含めて、東西約一キロメートル、南北約二・五キロメートルにも及ぶ大規模なもので、山頂部には、本丸(主郭)を中心に二の丸(二郭)・三の丸(三郭)・西の丸・調度丸・桜の馬場・遊佐屋敷・温井屋敷・寺屋敷・長屋敷などと通称される曲輪群が所在しているが、これらの名称は幕末期の絵図によるもので、当時の名称とは異なる可能性が高い。また、主郭部周辺には野面積みの高石垣が存在するほか、深い空堀や土塁などの遺構の残存が良好であり、北陸では最大級の規模を誇り、堅固な構造を有する中世城郭といえる。

今回、主郭や二郭に隣接した郭群および斜面部に加えて、三郭およびその周辺部を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

文化庁文化財部監修『月刊 文化財』平成23年2月号(569号)〔第一法規(株)発行〕より転載

表5 史跡指定地内の土地所有の状況（平成30年3月31日現在）

所有者	面積 (㎡)	筆数 (筆)	割合 (%)
国有地	4,958.00	1	1.86
市有地	98,335.99	19	36.95
民有地	162,875.01	24	61.19
合計	266,169.00	44	100.00

※指定地の筆数は、公有地化事業に伴う分筆により6筆増えた。（追加指定時38筆）

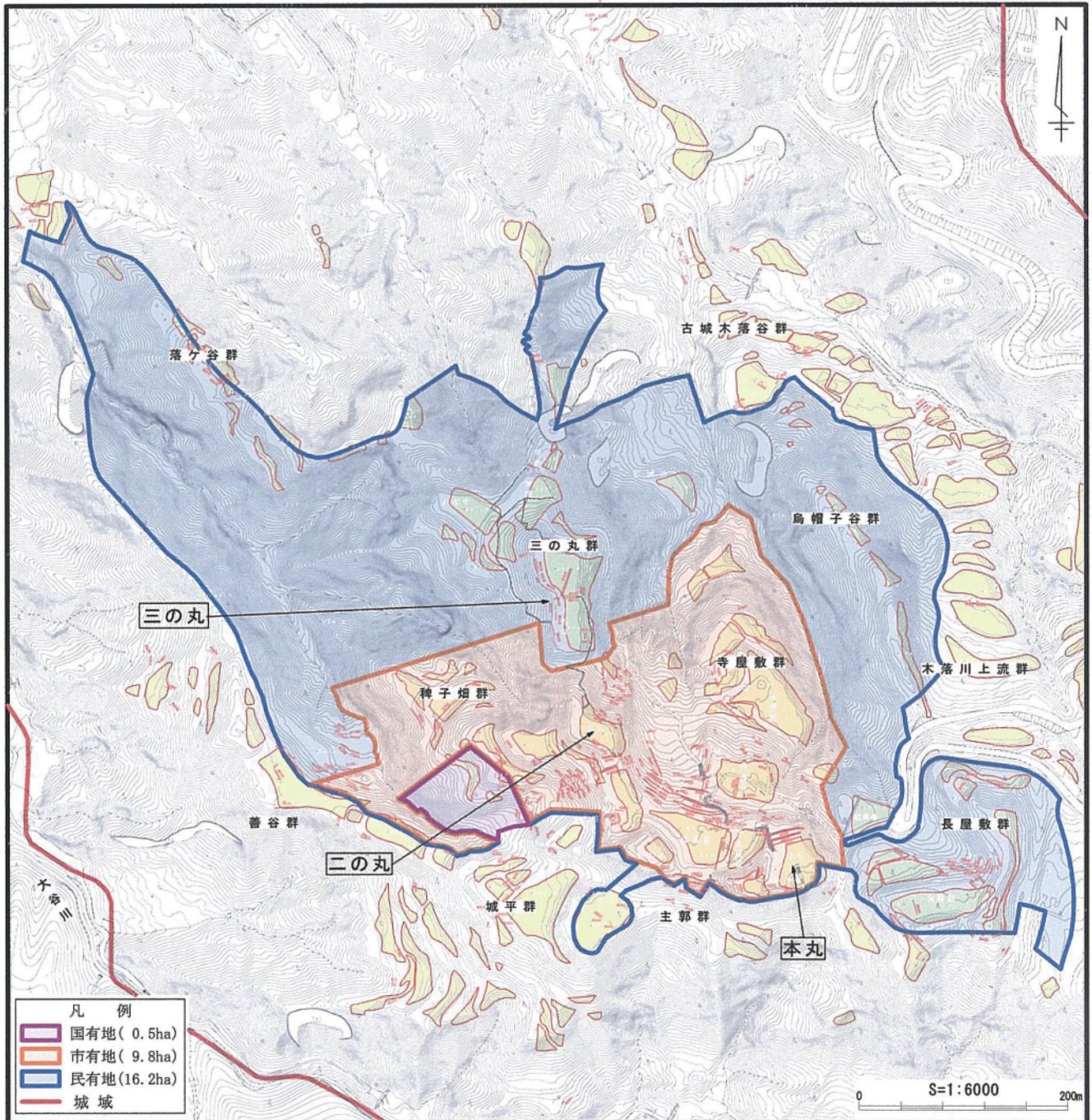


図22 史跡指定地内の土地所有図